

ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

申請者 Hash DasH Holdings株式会社

認定日等

認定：2025年●月●日
(申請：同年1月27日)

主務大臣 経済産業大臣【事業所管】 / 法務大臣【規制所管】

申請背景・実証目的

- 債権譲渡に係る手続を電子的なやりとりのみで迅速に完結させるための課題解決策が必要であり、令和3年8月2日に施行された産業競争力強化法の改正において、債権譲渡に係る第三者対抗要件の特例として電子的な対抗要件の具備を可能とする「債権譲渡の通知等に関する特例」（以下「本特例」という。）が創設されたところ、本特例に基づく電子的な対抗要件の具備の方法について、新技術等実証の実施を検討している。
- 申請者は、ブロックチェーン技術を実装したBC基盤（以下「Hash DasH Chain」という。）と、オンライン取引ツール（以下「取引ツール」という。）が、「債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等のされた日時及びその内容を容易に確認することができること」及び「債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること」の要件を満たし得るシステムであることの実証を行うことを目的としている。**
- 産業競争力強化法第11条の2（債権譲渡の通知等に関する特例）第1項第1号の「債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等のされた日時及びその内容を容易に確認することができること」及び第2号の「債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること」の要件を満たし得るシステムであることの実証を目標とし、将来的には新事業活動計画の認定を受けることにより、電子的な方法による債権譲渡の第三者対抗要件の具備を目指す。

ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

実証計画（実証期間：認定後、実証開始の準備が整ってから2か月後の日が属する月の末日まで）

本実証では、**「債権の譲渡」**及び**「信託受益権の譲渡」**を取引の対象とする。実証の流れは以下のとおり。

○（匿名組合出資持分に含まれる）**「債権の譲渡」**に関する**「承諾」**

① 譲渡人と譲受人の間で「債権の譲渡」が行われた場合、以下を行う。

・ **債務者**は、従来の確定日付のある証書による承諾を行うとともに、「ブロックチェーンを活用したシステム」を利用した同一内容の**「承諾」**を行う。

② 申請者は、「ブロックチェーンを活用したシステム」において、譲渡人・譲受人・債務者に係るブロックチェーン上の記録を保管する。

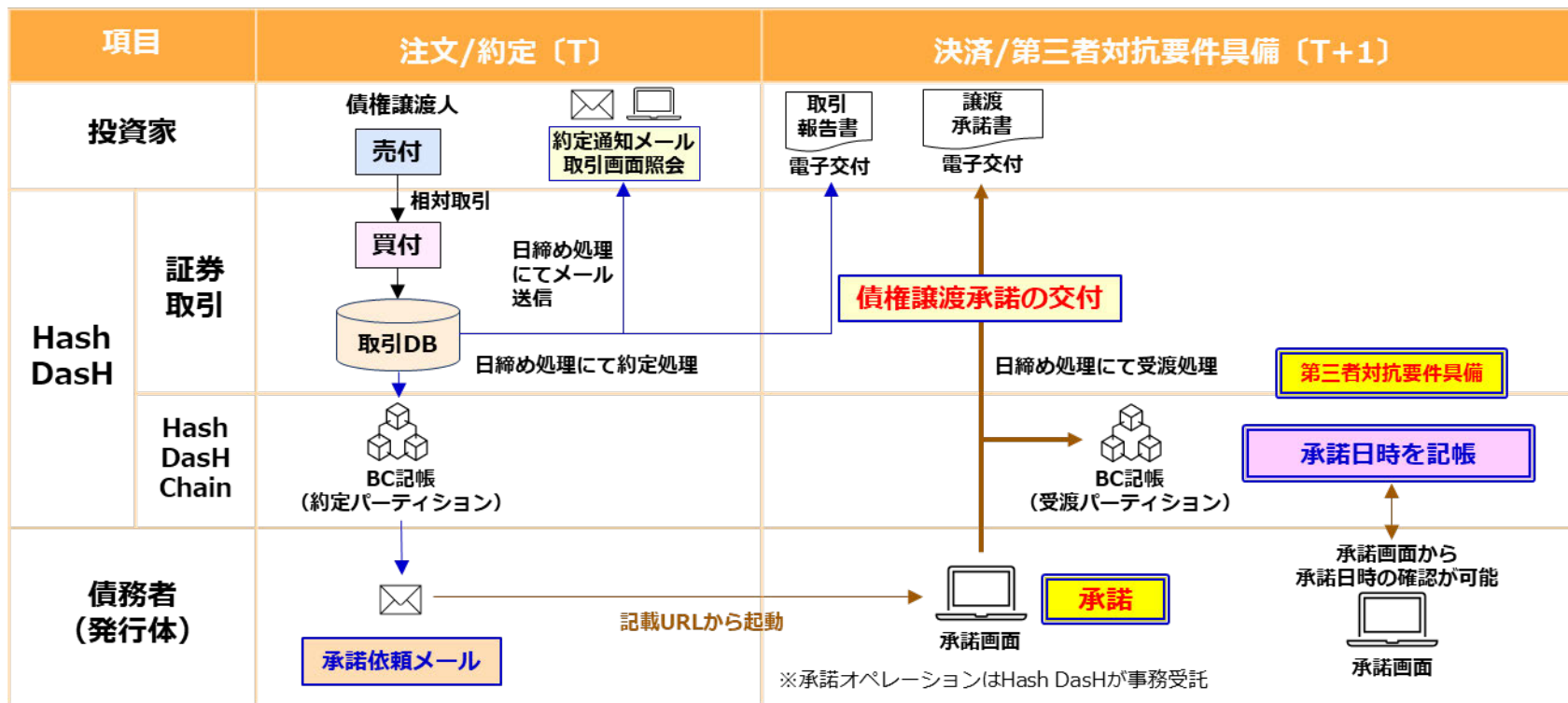
③ **申請者は、「ブロックチェーンを活用したシステム」が、本特例上の情報システムとして円滑に稼働し得ることを確認する。**

○（不動産の）**「信託受益権の譲渡」**に関する**「承諾」**についても、債権の譲渡に関する「承諾」の実証と同様の実証を行う。

※「第三者対抗要件具備」のため、**「確定日付のある証書による承諾」も併用**するため、新技術等関係規定に違反するものではない。

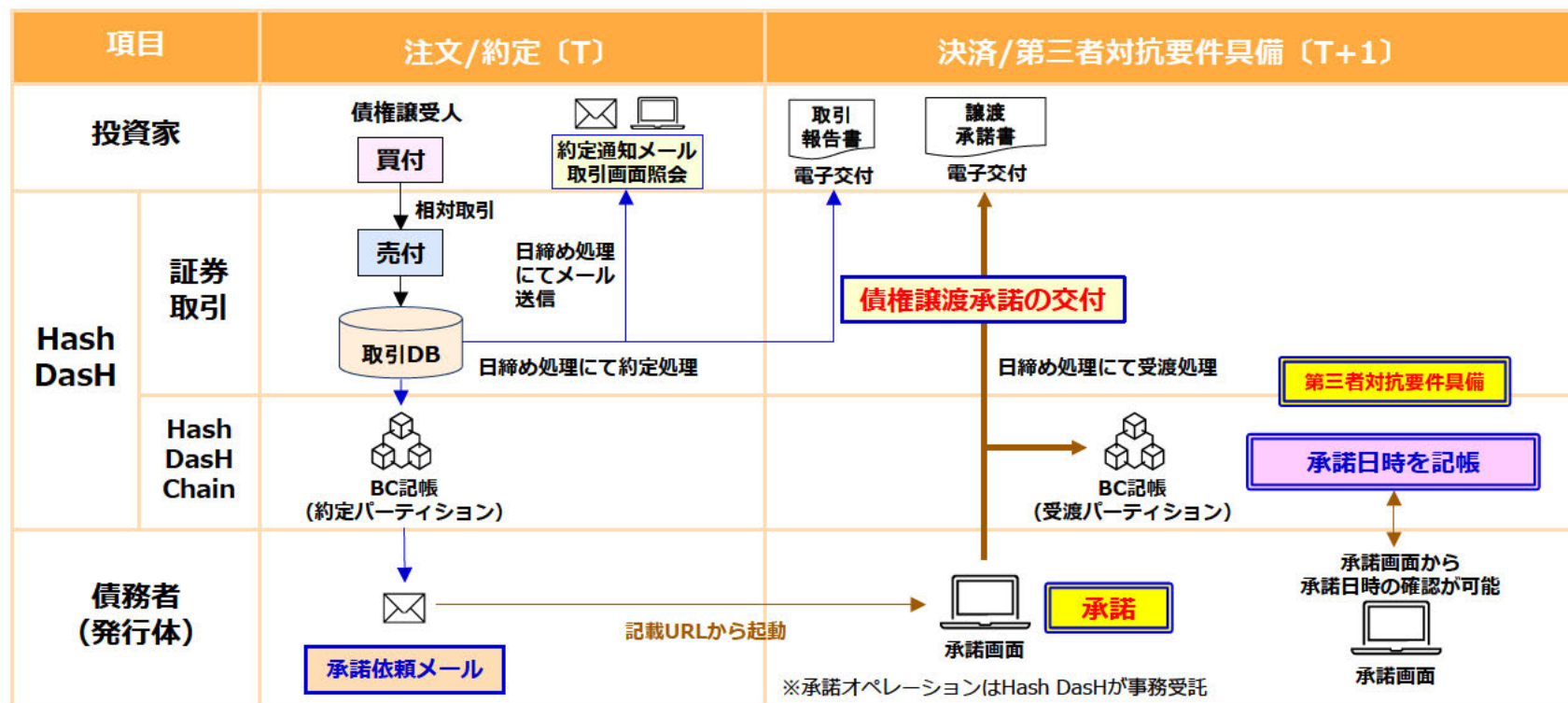
<本実証の流れ>

■ 債権譲渡人（売付）の場合



<本実証の流れ>

■ 債権譲渡人（買付）の場合



(参考) 関係法令等

民法 (抄)

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に 通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

民法施行法 (抄)

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

② 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定 公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

③ 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

(参考) 関係法令等

信託法 (抄)

(受益権の譲渡の対抗要件)

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、受託者以外の第三者に対抗することができない。

産業競争力強化法 (抄)

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 及び 3 略

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

(参考) 関係法令等

産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（抄）

（債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置）

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
 - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
 - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
 - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
 - ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること。
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
 - イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
 - ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
 - ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

様式第十四（第5条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

令和7年1月27日

法務大臣 鈴木 馨祐 殿

経済産業大臣 武藤 容治 殿

住 所	東京都千代田区九段北一丁目13番5号 ヒューリック九段ビル8階
名 称	Hash DasH Holdings 株式会社
代表者の氏名	代表取締役 實井 智宏

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

（1）背景

当社の子会社である Hash DasH 株式会社（以下、「Hash DasH」という。）は、令和2年6月29日付で第一種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第3202号）として登録し、令和2年5月1日施行の金融商品取引法第2条第3項にて規定された「電子記録移転権利」に伴い、令和4年2月24日付で電子記録移転有価証券表示権利等取扱業者として変更登録のうえ、匿名組合出資持分（受益権型 GK-TK スキーム；みなし第一項有価証券）による初号案件（不動産デジタル証券）を令和5年6月12日から7月25日の期間で募集販売を行いました。本販売は、インターネット上で権利を譲渡する場合であっても、第三者対抗要件を具備する必要があることから、民法上の債権譲渡に係る第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知又は承諾（民法第467条第2項、民法施行法第5条第1項）を行うとされており、公証役場での確定日付の取得をする方法（民法施行法第5条第1項第2号）にて対応を行っております。

このため、債権譲渡に係る手続も含めて、電子的なやりとりのみで迅速に手続を完結させるための課題解決策が必要であり、令和3年8月2日に施行された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による産業競争力強化法の改正において、債権譲渡に係る第三者対抗要件の特例として電子的に対抗要件の具備を可能とする特例が創設されたことから、当社では、本特例に基づく電子的に対抗要件の具備の方法を、「Hash DasH」と同様に電子記録移転権利等の業務として抱える電子記録移転有価証券表示権利等取扱業者の課題解決策として、新技術等実証の実施を検討するに至った次第であります。

（２）目標

当社のブロックチェーン技術を実装した BC 基盤（以下、「Hash DasH Chain」という。）とオンライン取引ツール（以下、「取引ツール」という。）が、法第11条の2（債権譲渡の通知等に関する特例）第1項第1号の「債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等のされた日時及びその内容を容易に確認することができること」及び同項第2号の「債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること」の要件を満たし得るシステムであることの実証を目標とし、将来的には、新事業活動計画の認定を受けることにより、電子的な方法による債権譲渡の第三者対抗要件の具備を可能といたします。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

（１）新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

「Hash DasH Chain」は、ブロックチェーン技術を活用して債権譲渡の承諾日時及び譲渡内容を記録し、法第11条の2（債権譲渡の通知等に関する特例）第1項第1号及び第2号の要件に加え、法第11条の2第1項第2号の主務省令で定める措置等に関する省令（以下、「省令」という。）第2条（債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置）第1号から第6号に規定する要件を満たし、債務者（債権譲渡通知等をした者）及び Hash DasH（債権譲渡通知等を受けた者）が当該記録を「取引ツール」にて参照可能とする機能を、本実証を通じて確認いたします。

（２）法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

「Hash DasH Chain」及び「取引ツール」が、法第11条の2第1項の要件を満たし得ることを、本実証を通じて確認します。

具体的には、以下の手順及び措置に基づき、債権者が債権（匿名組合出資持分に含まれる債権及び信託受益権を想定しているが、本申請書では、債権の場合を例に記載する。）を第三者へ譲渡した場合における債務者による債権譲渡の第三者対抗要件としての承諾記録を、「取引ツール」から生成・送付し、「Hash DasH Chain」上で記録・管理いたします。また、債務者（債務者から Hash DasH が事務受託する場合も想定）は、「取引ツール」にて生成・送付する承諾日時及び債権譲渡通知等の記録を「Hash DasH Chain」上で記録・管理する措置と並行し、公証役場で確定日付を取得した証書による承諾^[注]を行います。

[注] 当社は、債権譲渡の第三者対抗要件の具備について「承諾」による方法を採用し、「通知」による方法は採用いたしません。

①具体的な手順

- i. 投資家（譲渡人又は譲受人）との契約の相手方となるのは常に Hash DasH とし、両者間で債権（信託受益権等）の売買の条件が合致した場合、譲渡人と Hash DasH との間の売買契約または譲受人と Hash DasH との間の売買契約について、当事者双方が電子書面等による売買契約をすることにより、当該債権を譲渡人から Hash DasH が購入または譲受人へ Hash DasH が売却いたします。

ii. 売買契約は電子書面等を用いて、譲渡人と Hash DasH との間で売買が成立した場合は、譲渡人から Hash DasH（譲渡人との売買契約の買主）への権利移転に係る手続き処理、譲受人と Hash DasH との間で売買が成立した場合は、Hash DasH（譲受人との売買契約の売主）から譲受人への権利移転に係る手続き処理をして、当該処理内容を「Hash DasH Chain」へ記帳し、当該売買契約により譲渡された債権の承諾前の状態を「約定パーティション」（「Hash DasH Chain」における売買契約の成約状態を管理するブロックチェーンエリア）で管理いたします。

iii. 次に、債務者による承諾（譲渡人から Hash DasH（買主）に対する債権の譲渡または Hash DasH（売主）から譲受人に対する債権の譲渡）に関する手続処理を以下の順に実施し、本実証を通じてこの機能を確認いたします。

<約定日=T の処理>

① 売買が成立した日締め時に Hash DasH が債務者（債権譲渡通知等をした者）へ「承諾依頼メール」を送信

<受渡日=T+1 の処理>

② 債務者（債権譲渡通知等をした者）の受信した「承諾依頼メール」に記載された URL から起動した「承諾画面」にて該当日の個別の売買契約を全て確認のうえ『承諾』（承諾ボタンを押下）

※ ②の行為を第三者対抗要件としての「承諾」の発信と評価できるものと考えます。

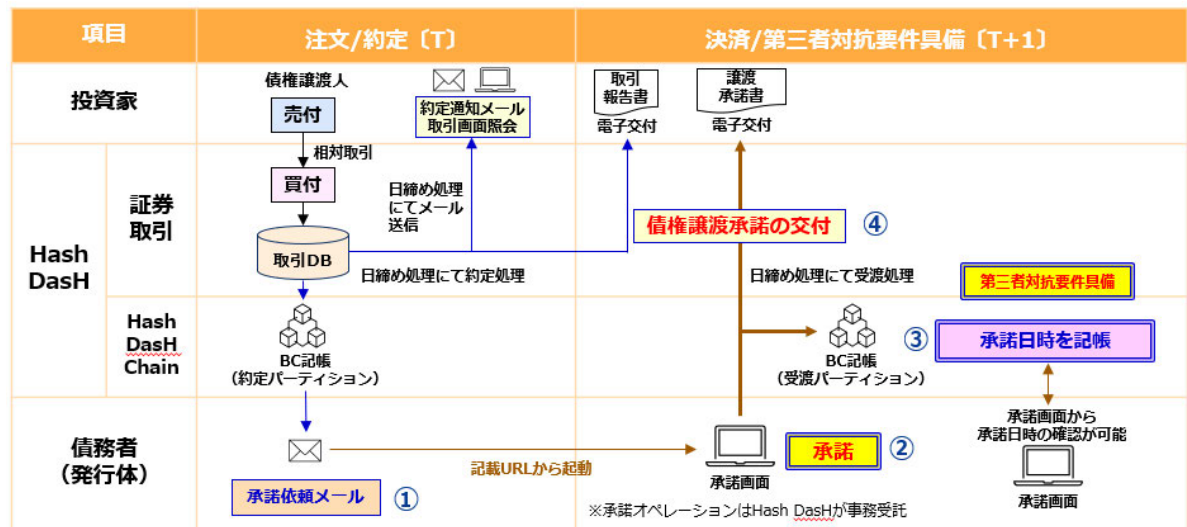
③ ブロックチェーン「受渡パーティション」（「Hash DasH Chain」における債権譲渡承諾後の受渡状態を管理するブロックチェーンエリア）に記帳

④ 債務者の承諾ボタンの押下げにより、取引ツール上、譲渡人・譲受人へは「譲渡承諾書」（「取引ツール」にて確認可能）を交付

※ この時点をもって債権譲渡の承諾の到達と評価できるものと考えます。

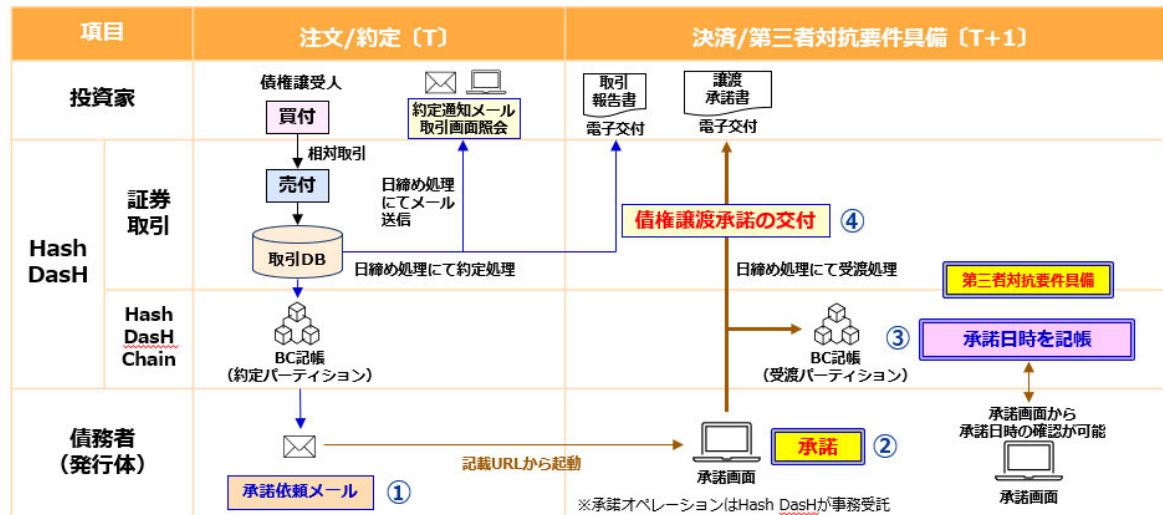
iv. 債務者（債権譲渡通知等をした者）による承諾がなされた後、受渡日の締め時（「Hash DasH Chain」への記帳処理時、16:00-18:00 の間を指す）に「Hash DasH Chain」へ『債務者（債権譲渡通知等をした者）の承諾がなされた日時』（承諾ボタンを押下し、そのリクエストをサーバー側が受信した日時）を記帳し、承諾後の状態を「受渡パーティション」（「Hash DasH Chain」における債権譲渡承諾後の受渡状態を管理するブロックチェーンエリア）で管理いたします。なお、この承諾（「承諾画面」で承諾ボタンを押下げる行為）及び承諾の到達（譲渡人又は譲受人へ債権譲渡承諾を到達させる行為：電子交付される「譲渡承諾書」の送付）がなされた日時は、「Hash DasH Chain」の稼働する「アマゾンウェブサービス」（以下、「AWS」という。）が提供する NTP サービスの時刻により記録いたします。

■投資家が債権譲渡人（売付）の場合



※図中の①～④は、項番 2 - (2) -①-iii に記載の処理順番

■投資家が債権譲受人（買付）の場合



※図中の①～④は、項番 2 - (2) -①-iii に記載の処理順番

②「Hash DasH Chain」に関する措置

- i. 記録事項を記録した電磁的記録を提供可能であり、5年間保存されること。

Hash DasH 及び債務者は、承諾された後、『承諾画面』を通じて、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することが可能であります。投資家（譲渡人もしくは譲受人）についても、「取引ツール」を通じて当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容（「譲渡承諾書」が交付された日時及びその内容）を容易に確認することが可能であります。『承諾画面』から承諾内容が確認できる PDF データをダウンロード可能な状態に置くことをもって、債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、当社が記録事項〔注〕を記録した電磁的記録を提供することを可能といたします。また、「Hash DasH Chain」上において、各債権譲渡通知等に係る記録事項を含むトランザクション及びブロックに係る情報を、各債権譲渡通知等の日から起算して少なくとも5年間の保存を行います。

なお、『承諾画面』の照会機能においては、後述ロの「当該債権譲渡通知等の内容」の項目に加え、投資家氏名、投資家識別子（該当顧客の口座番号）の参照が可能となります。

[注]

省令第2条第1号から第6号に基づく記録事項

イ 当該債権譲渡通知等がされた日時

承諾日時

ロ 当該債権譲渡通知等の内容

<投資家が譲渡人の場合>

譲渡人（投資家）のウォレットアドレス、譲受人（Hash DasH）のウォレットアドレス、譲渡銘柄識別子、譲渡口数、権利移転日、承諾日時

<投資家が譲受人の場合>

譲渡人（Hash DasH）のウォレットアドレス、譲受人（投資家）のウォレットアドレス、譲渡銘柄識別子、譲渡口数、権利移転日、承諾日時

ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項

債務者のウォレットアドレス

二 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

譲渡人または譲受人のウォレットアドレス

ii. 「Hash DasH Chain」上の記録が引継可能なものであること。

「Hash DasH Chain」に記帳する通知等記録の情報は、「Hash DasH Chain」で管理するデータベースへも記録しており、データベース内の情報は、譲渡人、譲受人及び Hash DasH、債務者（債権譲渡通知等をした者）の個々へ付与された口座番号とウォレットアドレスにて紐付けされております。このため、「Hash DasH Chain」は、記録された通知等の全ての情報を第三者へ引継ぐことが可能な仕様であります。

iii. 時刻データ提供元の信頼性について。

「Hash DasH Chain」上に記録される各債権譲渡通知等に係る記録事項において参照される日時は、AWS が提供する NTP サービスの時刻に同期しております。AWS は、国内外の金融機関をはじめ、多くの企業で広く使われている信頼性の高いクラウドサービスであります。また、AWS の NTP サービスは、原子時計に同期することで正確な時刻が提供されていることから、本サービスの信頼性は高いと言えます。

iv. 債権譲渡通知等を受けた者が、債権譲渡通知等をした者を確認することができること。

「取引ツール」を通じて債権譲渡通知等を受けた者は、「取引ツール」の機能及び「Hash DasH Chain」のエクスプローラ機能^[注]により債権譲渡通知等をした者の情報（債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者を、「Hash DasH Chain」で識別するため、利用者に一意に紐づけられているウォレットアドレス）の確認が可能であります。

[注]エクスプローラ機能とは、ブロックチェーンエクスプローラ（Blockchain Explorer）とも言われ、ブロックチェーン上のトランザクションやブロックなどの情報を閲覧するためのツールとなります。

v. 技術的な安全管理について。

イ 通知等記録を処理することのできる者を限定するための措置

「Hash DasH Chain」では、債権譲渡通知等に係る記録事項を含むトランザクションの生成及びブロックの生成は、バリデータノードを管理する者のみが行うことができることとしております。なお、「Hash DasH Chain」は、ブロックチェーンへの参加者が限定されている「パーミッション型」のうち、データの改ざんやトークンの不正流出等を防止する観点から、『プライベート型』を採用しております。その他、「Hash DasH Chain」へのアクセス権限（パスワードによるログイン認証及び記録・編集権限の制限）はシステム管理者に対してのみ付与することとしており、それ以外の者による「Hash DasH Chain」へのアクセス権限（ログインパスワード及び記録・編集権限）は付与しないこととしております。

また、「Hash DasH Chain」はウォレットアドレス情報を主キーとして管理しておりますが、「取引ツール」では、口座番号を主キーとして管理しております。このため、「Hash DasH Chain」と「取引ツール」のデータを紐づける手段として、ウォレットアドレス情報と口座番号を紐づける情報（1対1の関係）として保有し管理しております。

ロ 不正アクセス行為を防止するための措置

通知等記録を取り扱う電子計算機となる「Hash DasH Chain」については、参加者が限定される「パーミッション型」のうち、『プライベート型』を採用しています。また、侵入検知機能による常時監視により、コンピュータシステム不正使用防止対策を施している他、不正アクセス防止やコンピュータウィルスに等しい不正プログラムによる侵入を検知する機能を組み込んでおります。なお、侵入検知システム（IDS）及びDDoS攻撃の防御対策としてAWSサービスのGuard Duty（侵入検知）及びAWSサービスのAWS Shield（DDoS攻撃の防御対策）を利用しております。また、サーバーには、最新バージョンのウィルス対策ソフトを導入しております。

また、「取引ツール」につきましても、侵入検知システム（IDS）及びDDoS攻撃の防御対策としてAWSサービスのGuard Duty（侵入検知）及びAWSサービスのAWS Shield（DDoS攻撃の防御対策）を利用しております。また、サーバーには、最新バージョンのウィルス対策ソフトを導入しております。

ハ 通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

「Hash DasH Chain」は、AWS VPC（仮想プライベートクラウド環境）内に配置しネットワークの分離によって保護します。AWS VPC（仮想プライベートクラウド環境）内のリソース間の通信は、セキュリティグループ（AWS VPC上で通信制御をするファイアウォール機能）を利用して内部通信のみに制限します。また、「Hash DasH Chain」は、日次バックアップとしてスナップショットを取得しており、データの滅失

又は毀損からの復旧を可能としております。取得するスナップショットについては暗号化した後に保管し、バックアップファイルとなるスナップショットに対しても漏えい防止策を講じています。

また、「取引ツール」については、「Hash DasH Chain」と別のVPCに配置されており、セキュリティグループ（AWS VPC 上で通信制御をするファイアウォール機能）を利用して通信を制限しております。「Hash DasH Chain」と同様に日次バックアップとしてスナップショットを取得しており、データの滅失又は毀損からの復旧を可能としております。取得するスナップショットについては暗号化した後に保管し、バックアップファイルとなるスナップショットに対しても漏えい防止策を講じています。

vi. 技術的な安全管理について。

2022 年 4 月 8 日付で、ISMS の第三者認証基準である国際規格「ISO/IEC27001:2013/JIS Q 27001:2014」に基づく認証を取得しております。

(3) 法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証を通じて、次の確認事項①から⑦の検証を行い、前記（１）及び（２）で記載した措置が講じられていることを確認いたします。

確認事項①：

【要件】 法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号

債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等のされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

【検証】

前記（２）①へ記載内容のとおり、債権譲渡通知等を受けた者が、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容（前記（２）② i ロの内容）を確認することが容易であることを検証いたします。

また、債権譲渡通知等をした者は、『承諾画面』により、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を確認することが容易であることを検証いたします。

確認事項②：

【要件】 省令第 2 条第 1 号

認定新事業活動実施者が、債権譲渡通知等ごとに作成された記録事項を記録した電磁的記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して 5 年間保存することとしていること。

イ 当該債権譲渡通知等がされた日時

ロ 当該債権譲渡通知等の内容

ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項

ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

【検証】

「取引ツール」において、要件で定義された記録事項（当該債権譲渡通知等がされた日時（「譲渡承諾書」が交付された日時）が正確に記録されているか、データ保存方法とその稼働状況が長期保存に適した措置であったか等を検証いたします。なお、5年間の記録保存については、本運用時には実施致しますが、本実証では期間内の保存と致します。

確認事項③：

【要件】 省令第2条第2号

債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

【検証】

前記（2）①・②へ記載内容のとおり、「Hash DasH Chain」及び「取引ツール」を通じて、適切に承諾内容が確認できる PDF データが提供されたか、承諾内容が確認できる PDF データの内容に不足がないか等を分析し、債権譲渡通知等をした者の求めに応じて記録事項を記載した電磁的記録の提供ができることを検証いたします。

確認事項④：

【要件】 省令第2条第3号

認定新事業活動実施者が新事業活動の廃止をしようとするとき、又は認定新事業活動の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の同項第1号の保存及び同項第2号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

【検証】

検証対象外といたします。

確認事項⑤：

【要件】 省令第2条第4号

認定新事業活動実施者が、同項第1号イの日時（当該債権譲渡通知等がされた日時）を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

【検証】

本システムにおいて、債権譲渡通知等がされた日時を記録するために用いる時刻が正確に AWS の NTP サービスの時刻を記録できていることを検証いたします。

確認事項⑥：

【要件】 省令第2条第5号

債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第1号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること。

【検証】

前記（2）②へ記載内容のとおり、債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者を「Hash DasH Chain」において識別するため、利用者に一意に紐づけられているウォレットアドレス

スを使用することを想定しており、債権譲渡通知等を受けた者への通知内容にも当該アドレス情報を記載いたします。これにより、債権譲渡通知等を受けた者が、債権譲渡通知等をした者を確認することができることを検証いたします。

確認事項⑦：

【要件】 省令第2条第6号

次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。

- イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

【検証】

「イ」の該当性検証

前記（２）②へ記載内容のとおり、「Hash DasH Chain」において、当該通知記録を処理することができる者が、システム管理者に限定されていることを検証いたします。

「ロ」の該当性検証

前記（２）②へ記載内容のとおり、「Hash DasH Chain」及び「取引ツール」において、AWS サービスの Guard Duty（侵入検知）及び AWS サービスの AWS Shield（DDoS 攻撃の防御対策）による不正アクセスを防止するための適切な措置が講じられていることを検証いたします。

「ハ」の該当性検証

前記（２）②へ記載内容のとおり、「Hash DasH Chain」において、AWS VPC 内のリソース間の内部通信の設定及び日次バックアップとなるスナップショットが暗号化されていることを確認し、通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていることを検証いたします。

確認事項⑧：

【要件】 省令第2条第7号

認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

【検証】

2022年4月8日付で、ISMSの第三者認証基準である国際規格「ISO/IEC27001:2013/JIS Q 27001:2014」に基づく認証を取得しております。

また、本実証において、参加者等の同意を取得したときはその旨を、本実証の終了後に実証結果を、本実証の実施に関し事故等があったときはその状況と講じる措置の経過を、それぞれ法務

大臣及び経済産業大臣に報告いたします。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

認定後、本実証の開始準備が完了した日から2か月後の日が属する月の末日までとします。

(2) 実施場所

東京（当社オフィス及びAWS）

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

債務者、Hash DasH、債権の譲渡人・譲受人

(2) 参加者等の同意の取得方法

当社が、前記（1）の参加者に対して、事前の説明に基づき同意を取得する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 技術等実証の実施に必要な資金の額

特になし

(2) その調達方法

特になし

6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

民法第467条及び民法施行法第5条及び信託法第94条

本実証にあたり、既存の第三者対抗要件具備の方法である確定日付のある証書による承諾に加えて、前記2.（2）に記載する新たな承諾方法を併用するものであり、これらの規定に違反するものではありません。

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容

特にございません。

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(1) 連絡責任者の氏名：土佐 隆

(2) 住所：東京都千代田区九段北1-13-5 ヒューリック九段ビル8階

(3) 電話番号：070-7415-9852

(4) 電子メールアドレス：tosa@hashdash-group.com

9. その他

特にございません。

経 済 産 業 省

様式第十五（第6条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

官 印 省 略
20250127情第3号
令和7年2月5日

新技術等効果評価委員会

経済産業大臣 武藤 容治

令和7年1月27日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
H a s h D a s H H o l d i n g s 株式会社 代表取締役 實井 智宏
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和7年1月27日
3. 認定の可否に関する見解
法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。

様式第十五（第6条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

法務省民制第11号
令和7年2月4日

新技術等効果評価委員会

法務大臣 鈴木 馨祐
(公印省略)

令和7年1月27日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
H a s h D a s H H o l d i n g s 株式会社 代表取締役 實井 智宏
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和7年1月27日
3. 認定の可否に関する見解
法第8条の2第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。